

○広島市附属機関設置条例

昭和28年 8 月18日

条例第35号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に記載する通りとする。

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（以下略）

別表（第2条関係） 抜粋

附属機関の属する 執行機関	附属機関	目的
市長	広島市競輪運営委員会	市長の諮問に応じ、市営の競輪に関する重要な事項を審議すること。